

[事案 28-213] 新契約無効請求

・平成 29 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、貯金と同じだと誤解して契約申込みをしたなどを理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 1 月に契約した生存給付金付定期保険について、以下を理由に契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)平成 11 年 11 月に申立人の配偶者の死亡後、受け取った保険金を保険料に充当して本契約に加入したが、このような契約をした覚えがない。
- (2)募集人が、「貯金と同じですよ」との申立人の質問に対して「はい」と答えたので契約したが、商品内容に錯誤があった。
- (3)申込書の被保険者同意欄は申立人が記入しており被保険者は署名していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、複数回にわたって申立人と面談し、資料を示して十分な説明を行っている。
- (2)募集人が、本契約は貯金と同じであると説明した事実はない。
- (3)申立人は、募集人から契約内容について説明を受けた後、加入意思をもって、被保険者の同意を取得した上で申込手続を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の取消しおよび既払込保険料の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。